

国民健康保険からのお知らせ

平成30年度から 国民健康保険制度が変わります

—国保の財政運営が各市町村から都道府県単位へ移行します—

問い合わせ

市民課国保高齢医療係(名寄庁舎1階)
☎01654③2111(内線3116)

財源運営の主体が変わります

現在、国保の財政運営は各市町村で行っていますが、平成30年度からは都道府県が国保の財政運営の責任主体となります。

国保は、「退職者が多く加入するため、高齢者が多く医療費が高い」「低所得者が多い」「小さな町村は財政運営が成り立たない」などの課題があります。この課題に対して、都道府県単位での財政運営を行うことで、運営の合理化、効率化、安定化を図っていきます。

平成30年度からの役割分担

都道府県は、医療給付費等の必要な費用の見込みを立て、各市町村ごとの国保事業費納付金額の決定、標準保険料率の算定・公表を行います。

市町村は、納付金を納めるために必要な費用を国保税として被保険者から納付していただくこととなります。なお、保険料の賦課・徴収や保健事業などの市民に身近な業務は引き続き市町村が行います。

医療費抑制が保険料率減に

国保事業費納付金は医療水準および所得水準によって変動します。

日頃から特定健診などを受診することで健康状態を把握し、病気の早期発見・早期治療を行うことによって医療費を抑制することができますので、医療費適正化にご理解とご協力をお願いします。

現在 各市町村が国保財政運営の責任主体

課題

- ・退職者が多く加入するため、高齢者が多く医療費が高い。
- ・低所得者が多い。
- ・小さな町村は財政運営が成り立たない。

H30~ 都道府県が国保財政運営の責任主体

都道府県が決めた納付額を支払う

市町村

都道府県

給付に必要な費用を全額支払う

役割

- ・資格管理(被保険者証発行)
- ・保険税率、額の決定、賦課・徴収
- ・保険給付

役割

- ・国保運営責任
- ・市町村ごとの給付金の決定
- ・市町村が行った保険給付の点検など

通信販売トラブル... 定期購入を 頼んだ覚えがない!

名寄市

消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575

事案

新聞の折り込みチラシに健康食品が通常1箱3,800円のところ、キャンペーン期間は初回半額の1,900円と安かったので電話で1箱注文し、数日後商品を受け取った。1カ月後、振込用紙と共に同じ健康食品が送られてきた、驚いて業者に連絡したところ、「期日までに断りの電話がなかったので、定期購入になっている」と言われた。定期購入を申し込んだ覚えはない。

(市内70代男性)



広告を見て1回限りの購入だと思って申し込んでも、定期的に商品を購入することになってしまうケースがあります

◆安い価格の場合は、定期購入などの可能性あり

キャンペーン価格などと言って料金が通常より安い価格の場合は、定期購入などの場合が多いため、広告表示をよく確認し、不安なときは、申込時に電話のオペレーターに問い合わせましょう。

◆通信販売を利用の際はよく確認を

商品の特徴や価格だけでなく、購入や返品の内容、送られてきた商品に同封された書類などについてもよく確認しましょう。

※心配なときは消費生活センターにご相談ください。

アドバイス